

## COSO がサステナビリティ報告に係る 内部統制の補足ガイダンスを公表

2023  
3月30日

トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)は、現在財務報告に適用されている「2013年版内部統制の統合的フレームワーク(ICIF: Internal Control Integrated Framework)」のサステナビリティ報告への効果的な適用についての補足ガイダンスを公表しました。本ガイダンス<sup>1</sup>は、COSO理事会在1年前に承認したプロジェクトの成果であり、組織が「ICIFを自らの意思決定における活用や外部報告を目的としたサステナビリティ報告に適用し、効果的な内部統制を構築・維持」できるよう支援することを目的としています。この目的は、自主的に行われるサステナビリティ報告と、規制当局が義務付けるサステナビリティ報告のどちらにも当てはまります。このことは、サステナビリティ報告に関する規制が整備されつつある現状と、市場の関心に応じて自主的なサステナビリティ報告を既に行なっている企業の割合がかなり高いことに鑑み、重要であると言えます。

COSO会長であるLucia Windは、本ガイダンスの公表に関するプレスリリースの中で、「米国証券取引委員会(SEC)と国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が気候変動リスクに係る規則を近々公表する予定であり、今回のグローバルなガイダンスの公表は極めて時宜を得たものである」と述べています。また、Wind会長は、強固な内部統制は、「事業のためになり」、「持続可能な経営の原則を企業の中核的なミッション、目的、ガバナンスおよび戦略に組み入れる」ための「学習と成長」を支え、「事業のサステナビリティ<sup>2</sup>に関する情報に対する信用と信頼を築く」と述べています。

### 本ガイダンスはデファクト・スタンダードとなる 可能性が高い

本ガイダンスは「絶対的なものではなく」、「執筆者の解釈、意見および見解を表明しているに過ぎない」ことが示されて

いますが、「内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」がほとんどすべての上場企業において財務報告に係る内部統制のデファクト・スタンダードであるのと同様に、本ガイダンスがサステナビリティ報告における適切な基準を提示するデファクト・スタンダードとして機能する可能性が高いと考えられます。本ガイダンスは、上場企業と非上場企業、大企業と中小企業のどちらにとっても有用であり、財務報告担当部門が既にサステナビリティ報告を担当している場合や、今後担当する可能性がある場合には、馴染みやすいものと考えられます。

この点については、「2013年版内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」の策定と公表それぞれの時点でCOSO会長を務めた2名が、本ガイダンスの序文において触れています。彼らは、「2013年版内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」では、従前内部統制の目的の一つとされていた「財務報告」から「財務」という言葉をなくし、「報告」の範囲を、内部報告、外部報告、財務報告および非財務報告を含むあらゆる形式の報告に広げていることを指摘しています。企業が行う報告は、もはや財務報告にとどまらず、最近では環境・社会・ガバナンス(ESG)報告にも発展し、資源の保全、業績および価値創造の観点で踏まえた財務情報と非財務情報の両方が報告に反映されています。

本ガイダンスでは、「2013年版内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」のサステナビリティ<sup>3</sup>活動および報告への適用方法を詳述しています。本ガイダンスは、サステナビリティやESGに係る報告、運用およびコンプライアンスに関連する内部統制原則の具体例を示しています。本ガイダンスの著者らは、SECの定義における「財務報告に係る内部統制(ICFR)」に類似する概念として、「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」が、米国や世界各国で認知されつ

1 「サステナビリティ報告に係る有効な内部統制の実現：COSO内部統制の統合フレームワークによる信用と信頼の構築」、COSO 2023年3月、<https://www.coso.org/Shared Documents/COSO-ICSR-Report.pdf>に掲載している。

2 本ガイダンスでは、サステナブルな事業を、「組織の継続企業として長期的な存続を確保しつつ、組織の目的達成に必要なリソースを提供しているすべてのステークホルダーの期待に応える価値を提供するために行う活動や取引」と定義している。

3 本ガイダンスでは、サステナビリティを「将来の世代が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現世代のニーズを満たすこと」と定義している。

つあることに触れています<sup>4</sup>。

本ガイダンスの策定プロジェクトでは、外部機関による調査や、企業経営者やアドバイザーへの多数のインタビューが行われました。本ガイダンスは、米国管理会計人協会が2017年に公表した研究「COSO内部統制の統合的フレームワークを活用したサステナビリティ・パフォーマンス・データの信頼性向上」を踏襲したものです。この研究は、社内外におけるサステナビリティ報告を改善し、サステナビリティに関する事業課題への対応と投資家の意思決定に有用なESG情報の提供に必要なデータ品質を向上させるために、サステナビリティ担当チームと財務報告担当チームの統合を進めることを提唱しています。多くの企業では統合に未着手であることを踏まえ、この研究をさらに推し進めることが必要だったのです。

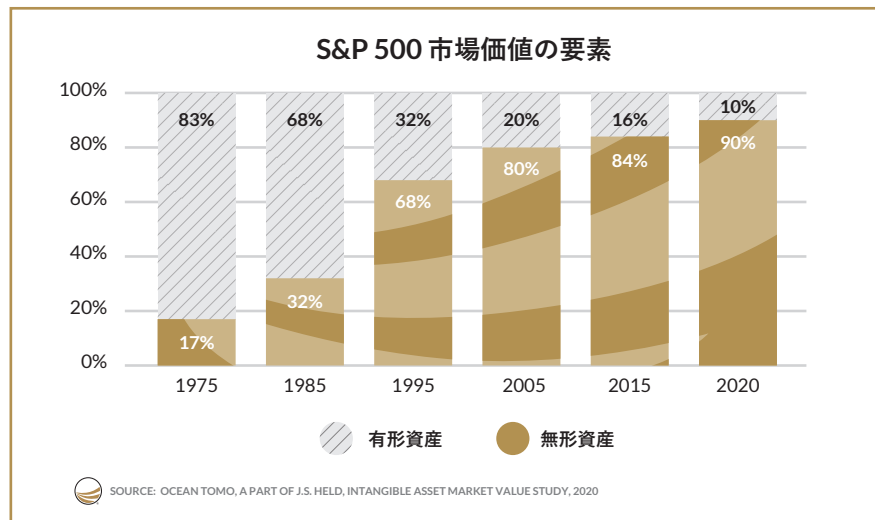
### ESG 報告の増加

本ガイダンスの著者とCOSO理事会は、これまでのESG報告の増加と今後予測される増加、何よりも主要なステークホルダーがESG報告に依拠していることを踏まえ、具体的な追加ガイダンスの公表が妥当であることに合意しました。

現在、S&P500社の96%以上、ラッセル1000社の80%以上、また20を超える国々の大企業の90%以上が、サステナビリティやESGに関する報告を自主的に公表しています。そのような報告のほとんどは、複数の基準やフレームワークに照らして作成されています<sup>5</sup>。本ガイダンスの発行にあたってのCOSOの目的は、規制改革が差し迫っている現在、組織による「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」の整備、テストおよび評価を支援し、サステナビリティとコンプライアンスを向上させることにあります。本ガイダンスにより、COSOのベテラン執筆陣とCOSO理事会は、企業が行う内部統制、リスク管理および不正抑止の評価に係るガイドラインを策定するというCOSOの使命に合致した、市場への価値貢献となる明確かつ強固な助言を提供します。

### 価値の源泉は主として無形である

本ガイダンスでは、企業価値の源泉が直近数十年で大きく変化し、現在では企業の市場価値の90%以上が、従前の財務諸表には反映されていない要素に起因していることに触れています。企業価値の大部分ではないにしても、一定の部分は、労働力の質、多様性、文化、従業員の定着率、天然資源の確保と責任ある利用、サプライチェーン上の取引関係、有効なガバナンスなどのESG要素を源泉としているのです。



### 17の原則が活かされる

本ガイダンスでは、「内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」の17の原則のそれぞれをどのようにサステナビリティ報告とESG報告に適用するかについて、実例および事例に著者の見解を交えて解説しています。また、原則ごとに、

サステナビリティ報告への適用におけるポイントを示した着眼点が記載されています。

本ガイダンスは、すべての原則が存在し機能している場合に組織は有効な内部統制システムを有しているという「内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」の評価概念を踏

4 米国証券取引法規則13a-15(f)では、財務報告に係る内部統制を「財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成について合理的な保証を提供するために、(会社の)業務執行に主たる責任を有する役員および財務を担当する主たる役員、同様の役割を担う者、またはその監督下にある者により整備され、会社の取締役会、経営陣およびその他の人員によって実施されるプロセスであり、次の事項に関する方針および手続を含む：(1) 会社が行う取引および資産の処分を正確かつ公正に反映した十分に詳細な記録の維持、(2) 会計原則に準拠した財務諸表の作成に必要な取引記録の作成、また会社が行う現金の受領および支払が経営者および取締役の権限の下でのみ行われていることについての合理的な保証の提供、(3) および財務諸表に重要な影響を及ぼす会社資産の不正な取得、使用または処分の防止または適時の発見に関する合理的な保証の提供」と定義している。

5 例えば、SASB (Sustainability Accounting Standards Board)、CDP (Carbon Disclosure Project)、TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)、GRI (Global Reporting Initiative)などのフレームワークに基づいた報告が行われている。

襲しています。本ガイダンスの最後では、次の3つの例によりこの概念を説明しています：開示規制の対象となる上場企業における報告内容の検討、サステナビリティ対応を始めようとしている非上場のサプライヤー、および合理的保証の達成に向けて対応を進めている上場企業。

## 本ガイダンスの要点

本ガイダンスは100ページ以上にも及ぶため、10の要点が示されています。「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」に最も関連するものは次のとおりです。

- 17の原則がすべて存在し機能してはじめて有効な「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」が達成されることに焦点を当てる。個々の組織の成熟度、業種、リソースおよび要件によって、17の原則の適用方法が異なる場合がある。
  - 今すぐに「2013年版内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」の適用を開始する。新たな規制の制定を待つ必要はない。
  - 17の原則は、すべてではないにせよ、そのほとんどが、従来の財務会計と財務報告と同様にサステナビリティ報告に適用される。財務取引や報告に関係する統制活動や文書を活用することが可能であるかもしれない。
  - リスク評価と重要性の決定は、重要事項に焦点を当てる上でキーとなる活動である。
  - サステナビリティ情報とESG報告を対象とする内部統制システムの整備と評価において大きな重要性を持つIT全般統制<sup>6</sup>への対応を必ず行う。
  - 業務やコンプライアンスに関する目的、関連するリスクおよびそれらの領域における有効な内部統制を実現するために必要な活動も忘れてはならない。
  - 2013版「2013年版内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」は、基本的にどのような領域、機能、所在地または活動(給与計算、安全管理、調達など)においても利用できるように設計されているので、財務報告やサステナビリティ報告以外にも活用する。
- 外部機関による監査や認証を受ける前に、サステナビリティ報告に対する内部保証と信頼性を確保する。この点については、客観的な保証やその他の助言を提供する内部監査機能を活用する。

- 社内向けであるか社外向けであるかを問わず、ESG報告を、年次の手作業による活動ではなく、自動的かつ効率的で、継続的な活動とする。

## プロティビティコメント

本ガイダンスは、効果的な「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」は有益であるという意味において、すべての組織にとって価値あるものです。成熟度の高いESG報告を行なっている企業にとっても、サステナビリティ報告を始めただけの企業にとっても、本ガイダンスは有益なものです。最も重要なことは、第三者による保証への要求が高まる中で、上場企業やその他の組織にとって、本ガイダンスは保証プロセスへの準備や保証を提供する第三者とのコミュニケーションを行う上で有用であるということです。

テクノロジーの活用やESG報告用ソフトウェアの取得、または既存のITシステムの改修も、プロセスや統制の自動化を目指す組織にとって有益であり、それによって「年次の手作業」から「自動的かつ継続的に行う安全かつ確実な」活動に移行することができます。

本フラッシュレポートの発行時点では、「内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」の有効性評価プロセス(例えば、米国サーベンス・オクスリー法404条による評価プロセス)の「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」評価への適用を求める規定はなく、またそのような規定を制定する提案は行われていません。しかし、「内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」の有効性評価プロセスを構成する要素には、次のようにESG報告に適用可能なものがあります：

- 重要性を踏まえた評価範囲の決定
- サステナビリティ/ESG報告の目的の決定
- 信頼性、網羅性および首尾一貫性を確保するために必要なプロセス、指標および関連する統制の特定
- 統制の整備状況の評価と是正
- 統制の運用状況のテスト、および必要に応じた是正と再テストの実施
- 「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」の全体的な有効性評価
- 「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」の有効性評価結果の外部報告(自主的に、または規制要件へ

6 IT全般統制は、インフラストラクチャ、アプリケーションおよびデータに係るアクセス統制、システム開発のライフサイクルに係る統制、プログラムの変更管理に係る統制、データセンターの物理的セキュリティに係る統制、システムおよびデータのバックアップとリカバリに係る統制、コンピュータ操作に係る統制などにより構成される。

の対応として)、またはESGデータを必要とする社内外のステークホルダーへの非公開報告

- さまざまな変化が「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」に及ぼす影響のモニタリングと評価

さらに、前述のように、「2013年版内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」は、17の原則がすべて存在し有効に機能していることを重視する点を含め、「財務報告に係る内部統制(ICFR)」の評価アプローチと整合した、「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」に適した基準として利用することができます。

本ガイダンスが述べているとおり、「2013年版内部統制の統合的フレームワーク(ICIF)」の「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」への適用を先送りをする理由はなく、逆に適用を開始すべき理由は多々あります。組織は、本ガイダンスをすぐに活用して、有効な統制活動を整備・運用し、サステナビリティ報告とESG報告に対する第三者による保証に備えるべきです。経営陣の支援を得ることにより、業務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、法務、テクノロジー、サステナビリティなどの関連部門が組織全体にわたって効果的に連携し、適切な統制活動を実施することができます。経営陣および取締役会は、「サステナビリティ報告に係る内部統制(ICSR)」関連活動の状況および定期的な評価の結果について報告を受ける必要があります。取締役および上級経営陣は、サステナビリティに関する活動、ESG報告および関連する内部統制の重要性について、トップとして適切な姿勢を持ち、組織全体に示す必要があります。

最後に、COSO会長が述べているとおり、現在ほとんどの企業が、「機能横断的部門の設置を含め、サステナビリティ情報の収集、レビューおよび報告に関する統制とガバナンス・プロセスの導入に向けた何らかの段階にあります。多くの点において、サステナビリティ報告はまだ発展と革新の途上にあるのです。」このCOSO会長のコメントは、なぜ今回COSOが公表したガイダンスが、規模、業種、上場・非上場および所在地に関係なく、サステナビリティに関する業務、報告およびコンプライアンス活動を構築し、成熟させ、進化・拡大を続ける上で、すべての組織にとって有益であるのかを示しています。

## プロティビティの支援

プロティビティは、サステナビリティには継続的な対応が必要であり、新たなリスクと機会が生じると考えています。予め設計図が用意されているわけではなく、一足飛びの解決策もありません。各企業は、高度な複雑性に対応し、組織を継続的かつ長期的な成功に導くために、ESGに関する報告および業務に対する個別かつ組織全体を視野に入れたアプローチが必要となります。

プロティビティは、報告や規制に関する専門知識と戦略的パートナーシップを活用し、お客様のシームレスなESG報告プロセスの定義・構築を支援します。プロティビティは、お客様が自信を持ってサステナブルな未来に立ち向かえるよう、ESG指標の定義、戦略や規制の要請との整合性確保、革新的なデータおよび分析ソリューションによる報告プロセスの整備と運用、および監査と保証への対応準備における支援を行います。

## プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとの的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。25ヶ国、85を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、オペレーション、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。プロティビティは、Fortune 1000の60%以上、Fortune Global 500の35%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロティビティは、1948年に設立され現在S&P500の一社であるRobert Half International (RHI)の100%子会社です。